

特定非営利活動法人 Mezamoriide 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 Mezamoriide (メザモリーデ) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山形県西置賜郡飯豊町に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、広く一般市民に対して、森林資源などの地域資源の活用および産・官・学・金・民の連携支援に関する事業を行い、森林の維持および地域活性化、「やまがた木育」の推進、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①地域資源の活用に関する学びの場の企画・運営
 - ②森林資源活用の促進
 - ③地域資源を活用した教育・体験・交流事業の開発・推進
 - ④地域資源活用のための調査研究
 - ⑤地域資源を活用する任意団体・NPO法人・企業・行政・教育機関等のネットワーク構築
 - ⑥情報発信事業
 - ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動に参加する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を賛助するために入会した個人及び団体
- (4) 学生未来創造会員 この法人の目的に賛同し、将来の地域社会を担う人材として当法人の活動に参加する18歳未満の個人

(学生未来創造会員の特例)

第7条 学生未来創造会員に関する事項は、本条の定めるところによる。

2 学生未来創造会員より入会金を徴収し、年会費は無料とする。

3 学生未来創造会員は、理事会が別に定める規程により、所定の手続きを経て、活動会員又は正会員への移行をすることができる。

4 前各項に定めるもののほか、学生未来創造会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(入会)

第8条

会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書式より、代表理事に申し込むものとする。

代表理事は、前項の申し込みがあったときは、速やかにこれを理事会に諮り、その議決を経て入会の承認を行うものとする。

理事会は、前項の議決に際し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入会を承認しないことができる。

- (1) この法人の目的に反する行為を行うおそれがあるとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 反社会的勢力その他これに準ずる者であるとき。
- (4) その他、この法人の運営に支障を来すおそれがあると認めるに足る相当な理由があるとき。

代表理事は、理事会において入会が承認されなかったときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 13 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人以上を代表理事とし、共同してこの法人を代表する。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 理事は、この法人と業務協力関係にある個人又は団体の代表者であっても就任することができる。ただし、監事は、当該業務協力関係にある者は兼ねることができない。

(職務)

第 16 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事が 2 人以上いる場合（共同代表）は、共同してこの法人を代表する。ただし、理事会の議決により、各代表理事が単独で代表権を行使できる業務範囲を定めることができる。

3 理事は、代表理事を補佐し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第 17 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前 2 項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が締結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。ただし、その報酬は、適正な水準であるとともに、この法人の財政状況に照らして不当に高額であってはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した実費相当額を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。この場合、報酬等の支給がこの法人の公益性を損なわないよう特に配慮しなければならない。

(顧問)

第 21 条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の諮問を目的に、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(職員)

第 22 条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

3 事務局長は理事をもって充てることができる。

4 事務局の組織及び運営ならびに職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認めた招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 27 条 総会は、第 26 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 26 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 29 条、第 30 条第 2 項及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 35 条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益
- (7) 補助金
- (8) 助成金

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。資産の管理に当たっては、透明性及び効率性を確保し、寄附者、補助金交付主体及び社会一般の信頼に応えるよう努めなければならない。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。これらの書類は、所轄庁への提出に加え、この法人のウェブサイト等で公開し、広く一般の関

覧に供するものとする。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の理事会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府の NPO ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 鈴木 友美 (共同代表)

代表理事 加藤 雅史 (共同代表)

代表理事 渡部 雄市 (共同代表)

理 事 佐藤 恒治

理 事 水坂 洋介

理 事 太田 直樹

理 事 阿部 朱夏

理 事 磯部 慎太郎

理 事 坂本 ひかり

理 事 森本 智子

理 事 日高 尚運

理 事 小松 由

理 事 谷口 源太郎

理 事 後藤 武蔵

理 事 岩下 千晶

理 事 高須 俊治

監 事 横澤 剛

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 (個人)	1,000 円
活動会員 (個人)	1,000 円
学生未来創造会員	500 円
賛助会員 (個人)	10,000 円
賛助会員 (団体)	30,000 円

(2) 年会費

正会員 (個人)	3,000 円
活動会員 (個人)	3,000 円
学生未来創造会員	0 円
賛助会員 (個人) 1 口	30,000 円 (1 口以上)

賛助会員（団体） 1口 100,000円（1口以上）

7 前項の規定にかかわらず、この法人は、設立後おおむね3年を経過した時点で、事業の進捗及び財政状況を勘案し、理事会の議決を経て、正会員を町民と町外個人に区分し、その入会金及び年会費の額を見直すことができる。

8 この法人は、寄附金の募集、補助金の申請及び事業の実施に当たっては、法令、定款及び寄附金の使途等の条件を遵守するとともに、社会通念に照らして適切な方法により行うものとする。

9 この法人は、事業の成果及び寄附金・補助金の使途について、積極的な情報公開を行い、社会に対する説明責任を果たすものとする。

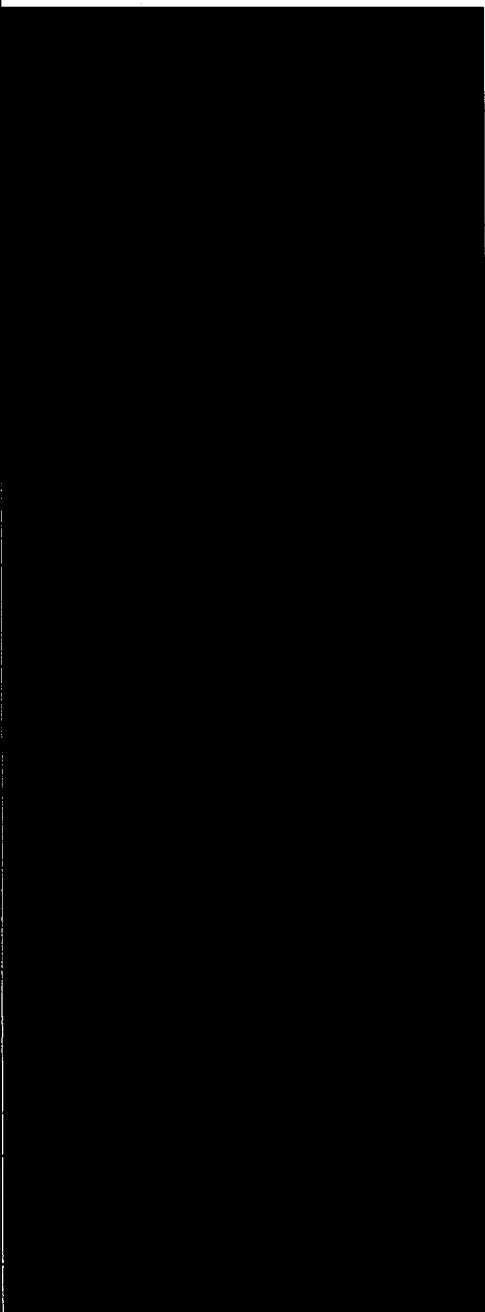
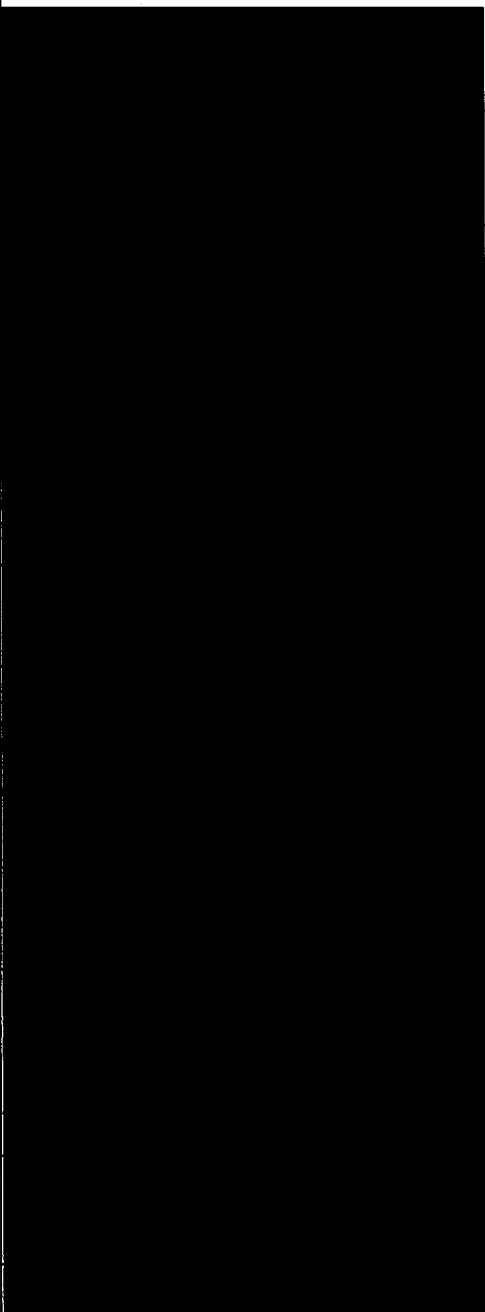
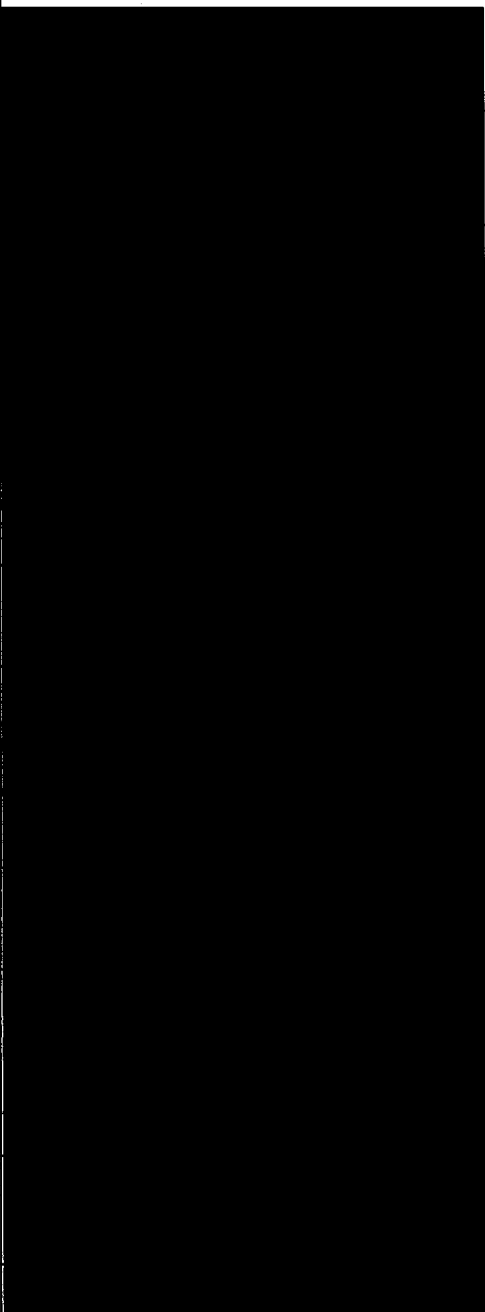
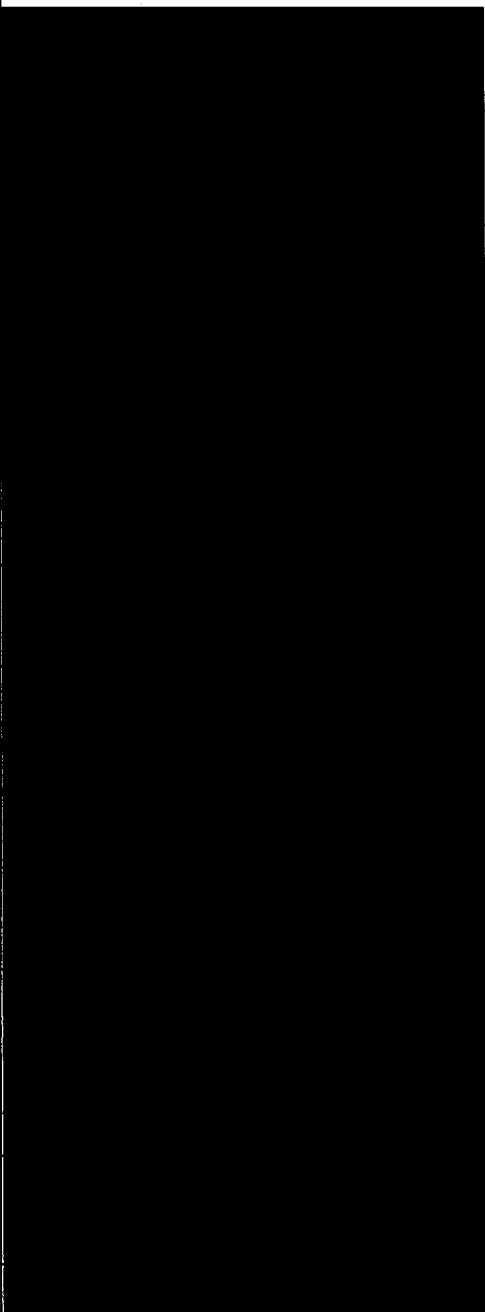
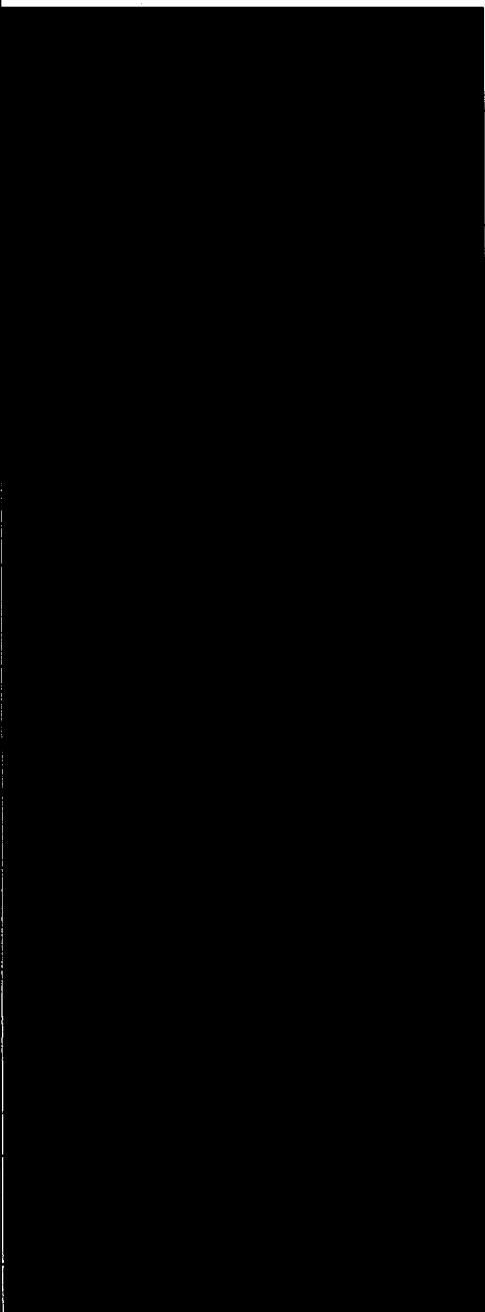
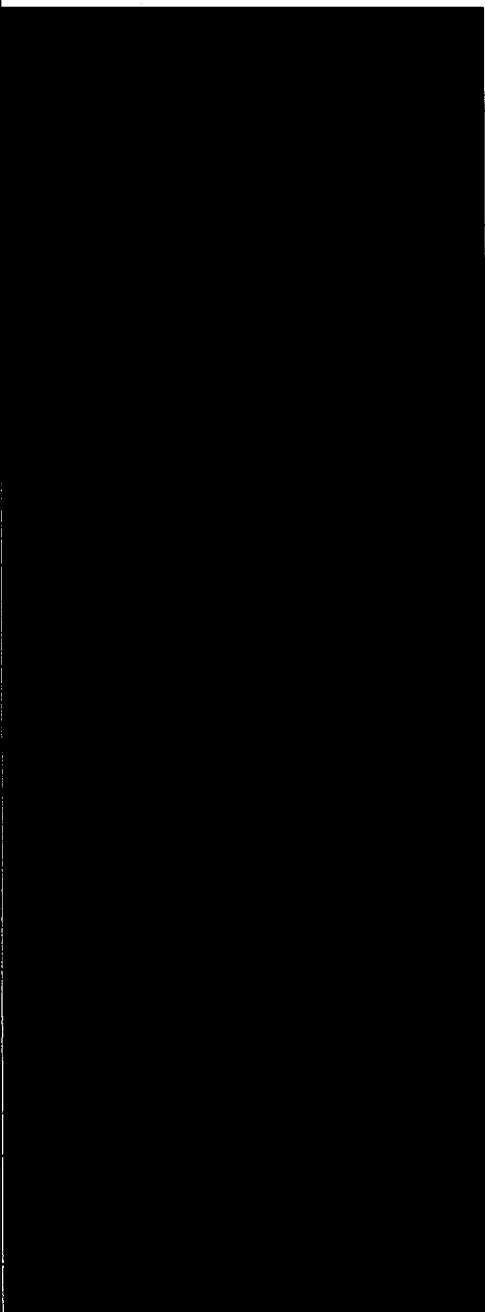
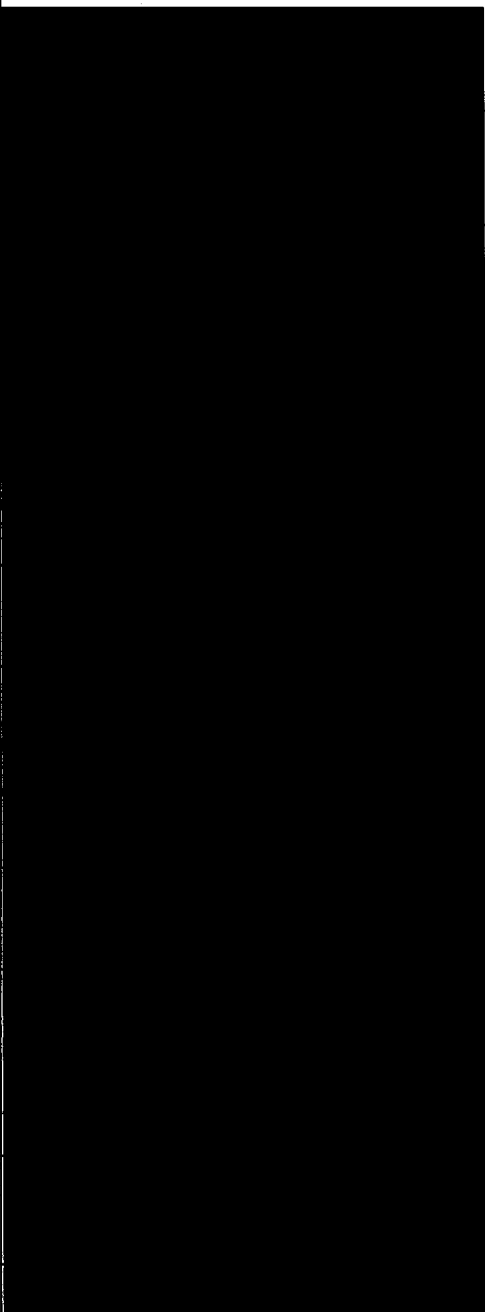
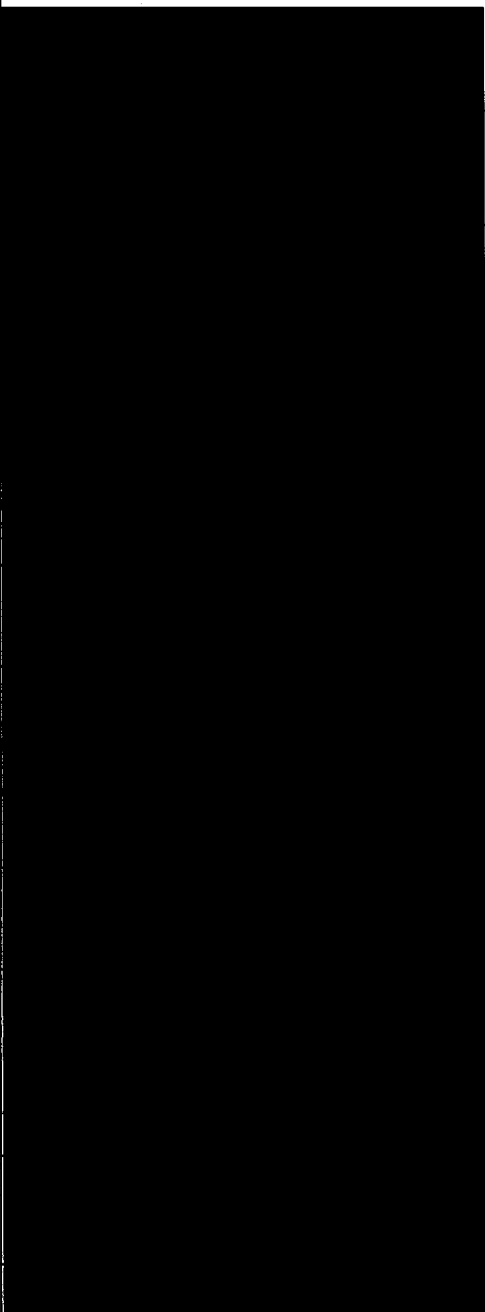
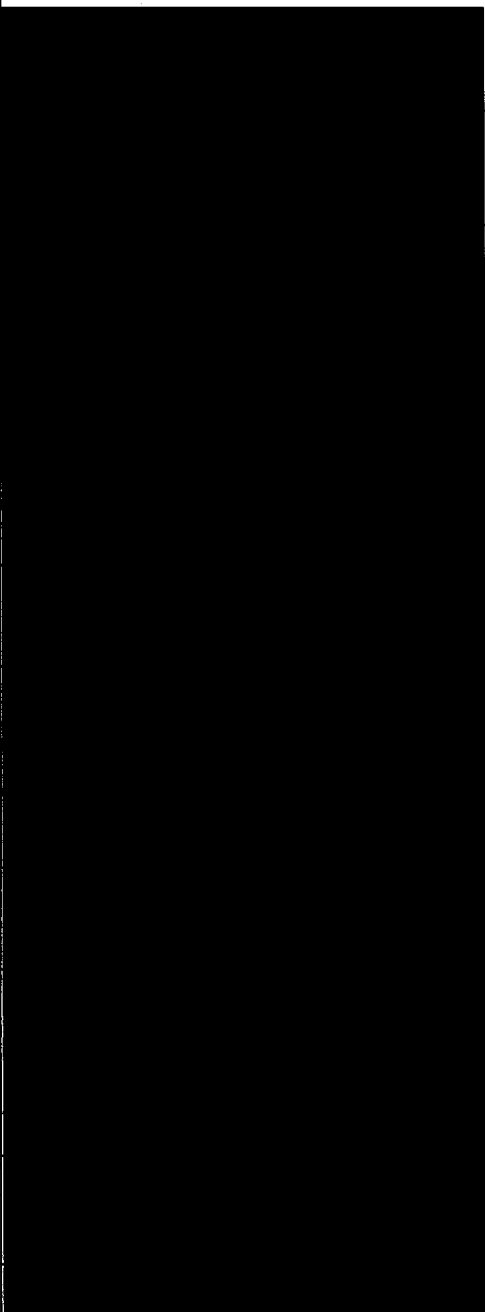
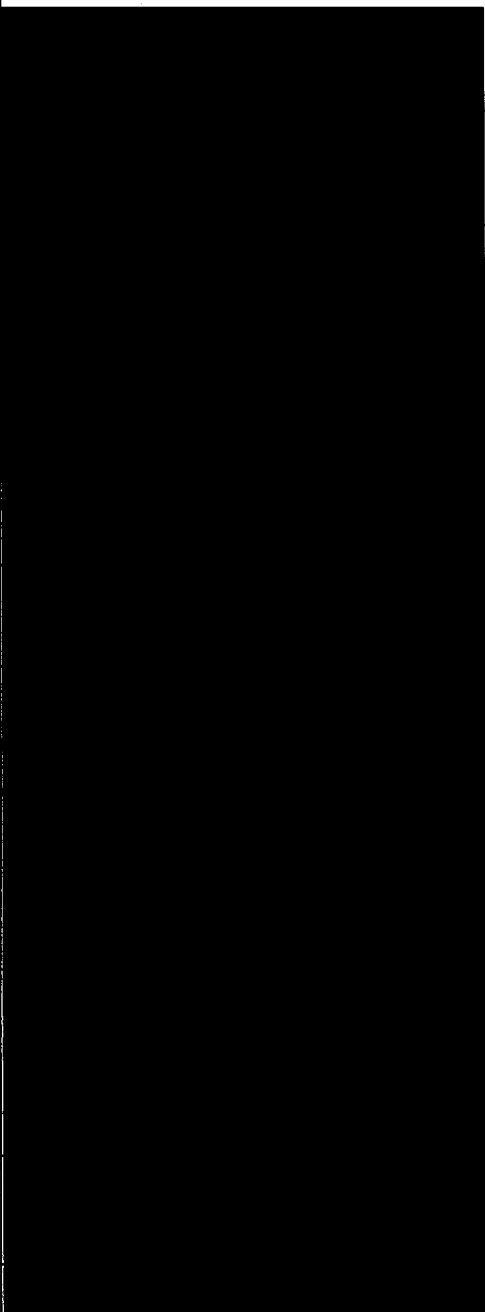
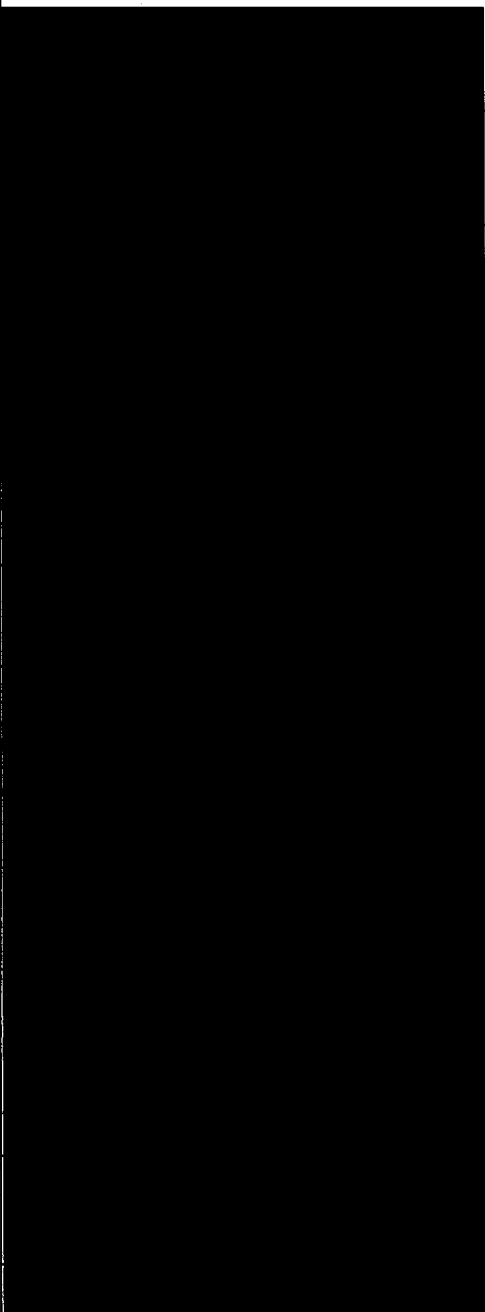
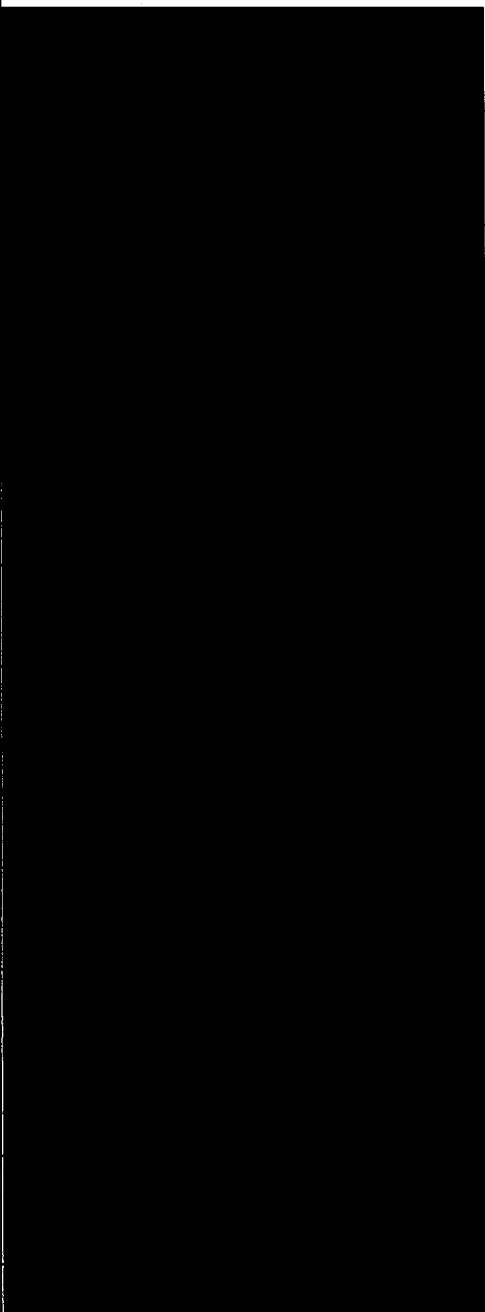
以上

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 Mezamoriide

役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	住所又は居所	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等					
		氏名								
1	○理事 監事	スズキ トモ		有・無○	代表理事					
		鈴木 友美								
2	○理事 監事	カウ マサシ			有・無○	代表理事				
		加藤 雅史								
3	○理事 監事	ワタナベ ユウイチ				有・無○	代表理事			
		渡部 雄市								
4	○理事 監事	アベ アヤカ					有・無○			
		阿部 朱夏								
5	○理事 監事	イソベ シンタロウ						有・無○		
		磯部 慎太郎								
6	○理事 監事	サウ コウジ							有・無○	
		佐藤 恒治								
7	○理事 監事	ミズサカ ヨウスケ							有・無○	
		水坂 洋介								
8	○理事 監事	オオタ ナオキ							有・無○	
		太田 直樹								
9	○理事 監事	コマツ ユウ							有・無○	
		小松 由								
10	○理事 監事	タニグチ ケンタロウ							有・無○	
		谷口 源太郎								
11	○理事 監事	ゴトウ ムサシ							有・無○	
		後藤 武蔵								
12	○理事 監事	サカモト ヒカリ							有・無○	

		坂本 ひかり			
13	理事・監事	モリモト トモ 森本 智子		有 無	
14	理事・監事	ヒダカ ショウレン 日高 尚蓮		有 無	
15	理事・監事	イワシタ チアキ 岩下 千晶		有 無	
16	理事・監事	タカス シュンジ 高須 俊治		有 無	事務局長
17	理事・監事	ヨコサワ ツヨシ 横澤 剛		有 無	

設立趣旨書

1 趣旨

近年、カーボンニュートラルの実現および木育・森育の重要性の高まり、地域おこし協力隊制度の活用、多様なライフスタイルの広がりなどにより、森林などの地域資源を軸にした教育・人材育成・地域活性化の可能性が増大している。

特に飯豊町では、

- ・広葉樹など森林資源を持続可能に活用するための人材の不足
- ・子どもから大人まで森林の価値を学ぶ機会の限定
- ・森林・一次産業・地域文化が切り離されている現状

が課題となっている。

これらの課題解決するために、広く一般市民に対して、森林資源などの地域資源の活用および産・官・学・金・民の連携支援に関する事業を行い、森林の維持および地域活性化、「やまがた木育」の推進、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 申請に至るまでの経過

2025. 9. 23

飯豊町事業100DIVEで事業計画案を発表

2025. 12. 27-28

冬の飯豊ビジョンワークショップの開催

2026. 1. 7、14、21、28、2. 4、11、18

毎週の有志向け勉強会の開催

2026. 1. 18

第1回 公開講座の開催

2026. 1. 25

発起人会の開催

2026. 2. 15

第2回 公開講座の開催

令和8年2月23日

特定非営利活動法人 Mezamoriüide

設立代表者

氏名 鈴木 友美

加藤 雅史

渡部 雄市

設立当初年度の事業計画書
法人設立日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 Mezamoriide

1 基本方針

本年度は、下記の事業を進めていきます。

■地域資源の活用に関する学びの場の企画・運営

飯豊町内の資源の価値を再認識するために、会員向けに「森の学び舎定例勉強会」を毎週水曜日に実施し、飯豊町民及びその他市民向けに月 1 回「森の学び舎いいで MIRAI」を実施する。

■森林資源活用の促進

持続可能な広葉樹資源の利活用に向け、「飯豊町中津川森人会」および「有限会社渡部製材所」と連携し、プロダクトの開発・製造・販売・流通にむけた調査を行う。

また、森林の保全から流通・販売までを俯瞰できる「広葉樹目利き人財」育成プログラムを開発するために、広葉樹の目利き体験プログラムを行う。

■地域資源を活用した教育・体験・交流事業の開発・推進

地域資源を活用した教育・体験・交流事業の開発に向けて、「飯豊町中津川森人会」「有限会社渡部製材所」「合同会社 OKEYA.」と連携し、7,9,11 月に現地フィールドワークプログラムを実施する。

飯豊町での地域資源を活用した滞在プログラム（リトリートプログラム、社員研修等）構築のために株式会社パラダイムシフト IDNet work's、BMC 株式会社等と連携し、マーケティングを行う。

■地域資源活用のための調査研究事業

現地フィールドワークプログラムの実施後にプログラムの効果を検証する

地域資源活用に向けて、関係人口やウェルビーイングに関する調査を行う。

■地域資源を活用する任意団体・NPO法人・企業・行政・教育機関等とのネットワークの構築

「森の学び舎いいで MIRAI」の終了後にネットワーキングを行う。

■情報発信事業

情報発信用の HP を整備する。地域資源の活用に向けて、各事業の実施概要および得られた知見を発信する。

■その他この法人の目的を達成するために必要な事業

定款第 5 条第 1 号～第 5 号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者 (E) 予定人数	事業費の金額 (概算) (単位：千円)
①地域資源の活用に関する学びの場の企画・運営	ア) 森の学び舎定例勉強会 イ) 森の学び舎いいでMIRAI	(A) ア) 毎週水曜日 18:00~19:00 イ) 月1回随時 (B) ア) WEB会議 イ) WEB会議 (C) ア) 3名 イ) 4名	(D) 飯豊町民・その他 (E) ア) 30名 イ) 50名	0
②森林資源活用の促進	ア) 地元広葉樹資源活用にむけた検討 イ) 目利き体験プログラムを行う。	(A) ア) 随時 イ) 7月 (B) ア) 飯豊町 イ) 飯豊町 (C) ア) 7名 イ) 5名	(D) 飯豊町民・その他 (E) ア) 5名 イ) 20名	0
③地域資源を活用した教育・体験・交流事業の開発・推進	ア) 現地フィールドワークプログラムの運営 イ) 滞在プログラム構築のための調査	(A) ア) 7,9,11月 イ) 随時 (B) ア) 飯豊町 イ) WEB会議 (C) ア) 6名 イ) 6名	(D) 飯豊町民・その他 (E) ア) 50名 イ) 5名	900
④地域資源活用のための調査研究事業	ア) 各事業で実施したプログラムの効果を検証する イ) 関係人口やウェルビーイングに関する調査	(A) ア) 随時 イ) 随時 (B) ア) WEB会議 イ) WEB会議 (C) ア) 5名 イ) 3名	(D) 飯豊町民・その他 (E) ア) 5名 イ) 5名	0
⑤地域資源を活用する任意団体・NPO法人・企業・行政・教育機関等とのネットワークの構築	森の学び舎いいでMIRAI後のネットワーキング	(A) 月1回随時 (B) WEB会議 (C) 3名	(D) 飯豊町民・その他 (E) 30名	0
⑥情報発信事業	各事業の実施概要および得られた知	(A) 随時 (B) HP,SNS	(D) 飯豊町民・その他 (E) 100名	100

	見を発信する	(C) 5名		
⑦その他目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。			

2027（令和9）年度の事業計画書（案）
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 Mezamoriide

1 基本方針

本年度は、下記の事業を進めていきます。

■地域資源の活用に関する学びの場の企画・運営

飯豊町内の資源の価値を再認識するために、会員向けに「森の学び舎定例勉強会」を毎週水曜日に実施し、飯豊町民及びその他市民向けに月1回「森の学び舎いいで MIRAI」を実施する。

森について学ぶイベント（仮称：森の学び学会）の開催に向けて検討を行う。

■森林資源活用の促進

「飯豊町中津川森人会」および「有限会社渡部製材所」と連携し、プロダクトの開発・製造・販売・流通にむけた調査をもとに、持続可能な広葉樹資源の利活用の試験的運用を行う。

また、森林の保全から流通・販売までを俯瞰できる「広葉樹目利き人財」育成プログラムを開発するために、広葉樹の目利き体験プログラムを行う。

山形県内の木材を活用した木工製品の製作・展示・販売の試行を行い、WOOD コレクションなどの外部イベントに出店する。（3万）

■地域資源を活用した教育・体験・交流事業の開発・推進

地域資源を活用した教育・体験・交流事業の開発に向けて、「飯豊町中津川森人会」「有限会社渡部製材所」「合同会社 OKEYA.」と連携し、7,9,11月に現地フィールドワークプログラムを実施する。

株式会社パラダイムシフト IDNet work's、BMC 株式会社等と連携し、飯豊町での地域資源を活用した滞在プログラム（リトリートプログラム）を試行する。

■地域資源活用のための調査研究事業

現地フィールドワークプログラムの実施後にプログラムの効果を検証する。

地域資源活用に向けて、関係人口やウェルビーイングに関する調査を行う。

■地域資源を活用する任意団体・NPO法人・企業・行政・教育機関等とのネットワークの構築

「森の学び舎いいで MIRAI」の終了後にネットワーキングを行う。

■情報発信事業

地域資源の活用に向けて、各事業の実施概要および得られた知見を発信する。

■その他この法人の目的を達成するために必要な事業

定款第5条第1号～第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者 (E) 予定人数	事業費の金額 (概算) (単位：千円)
①地域資源の活用に関する学びの場の企画・運営	ア) 森の学び舎定例勉強会 イ) 森の学び舎いいで MIRAI ウ) 森について学ぶイベントの開催に向けた検討	(A) ア) 毎週水曜日 18:00~19:00 イ) 月1回随時 ウ) 随時 (B) ア) WEB 会議 イ) WEB 会議 ウ) WEB 会議及び飯豊町 (C) ア) 3名 イ) 4名 ウ) 3名	(D) 飯豊町民・その他 (E) ア) 30名 イ) 50名 ウ) 10名	0
②森林資源活用の促進	ア) 地元広葉樹資源活用に向けた利活用の試験的運用 イ) 目利き体験プログラムを行う。 ウ) 木工製品の製作・販売の試行	(A) ア) 随時 イ) 7月 ウ) 随時 (B) ア) 飯豊町 イ) 飯豊町 ウ) 飯豊町及び、その他 (C) ア) 7名 イ) 5名 ウ) 6名	(D) 飯豊町民・その他 (E) ア) 10名 イ) 20名 ウ) 20名	150
③地域資源を活用した教育・体験・交流事業の開発・推進	ア) 現地フィールドワークプログラムの運営 イ) 滞在プログラムの試行	(A) ア) 7,9,11月 イ) 8月 (B) ア) 飯豊町 イ) 飯豊町 (C) ア) 6名 イ) 6名	(D) 飯豊町民・その他 (E) ア) 50名 イ) 5名	1,050
④地域資源活用のための調査研究事業	ア) 各事業で実施したプログラムの効果を検証する イ) 関係人口やウェルビーイングに関する調査	(A) ア) 随時 イ) 随時 (B) ア) WEB 会議 イ) WEB 会議 (C) ア) 5名 イ) 3名	(D) 飯豊町民・その他 (E) ア) 50名 イ) 5名	0
⑤地域資源を活用する任意団体・NPO法人・	森の学び舎いいで MIRAI 後のネット	(A) 月1回随時 (B) WEB 会議	(D) 飯豊町民・その他 (E) 30名	0

企業・行政・教育機関等とのネットワークの構築	ワーキング	(C) 3名		
⑥情報発信事業	各事業の実施概要 および得られた知見を発信する	(A) 随時 (B) HP,SNS (C) 5名	(D)飯豊町民・その他 (E)100名	100
⑦その他目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。			

(法第28条第1項関係)

設立当初年度 活動予算書
法人成立の日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人Mezamoriide
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	80,000	
賛助会員受取会費		
.....		
2. 受取寄附金		
受取寄附金	50,000	
.....		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....		
4. 事業収益		
プログラム参加料	900,000	
.....		
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....		
経常収益計		1,030,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	840,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
委託費 (HP関連)	150,000	
.....		
その他経費計	990,000	
事業費計	990,000	
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費・会場費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....		
その他経費計	0	
管理費計	0	
経常費用計		990,000
当期経常増減額		40,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
.....		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
.....		
経常外費用計		
税引前当期正味財産増減額		40,000
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		40,000

(法第28条第1項関係)

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人Mezamoriide
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	90,000	
賛助会員受取会費		
.....		
2. 受取寄附金		
受取寄附金	250,000	
.....		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....		
4. 事業収益		
プログラム参加料	1,050,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....		
経常収益計		1,390,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	1,090,000	
出店料	50,000	
支払利息	0	
委託費 (HP関連)	100,000	
.....		
その他経費計	1,240,000	
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
委託費 (HP関連)	0	
.....		
その他経費計	0	
管理費計		1,240,000
経常費用計		0
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		150,000
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		150,000
前期繰越正味財産額		40,000
次期繰越正味財産額		190,000